

環境アセスメント改正法と生物多様性

斉藤 照夫 Teruo Saito

NKSJ リスクマネジメント株式会社
顧問

はじめに

生物多様性の保全を図っていくためには、具体的な開発事業を行おうとする場合に、あらかじめその影響を検討し、適切な環境保全措置（ミティゲーション）を講じる環境アセスメント（環境影響評価）の実施が重要となっている。例えば、民間金融機関は2003年に赤道原則（Equator Principles）¹を採択したが、ここでは、開発途上国等での一定規模以上のプロジェクトファイナンスに際して、開発による環境悪化を防止するため、事業者にはアセスメントを行わせて、環境への配慮を促すこととしている。また、生物多様性条約第14条では、「生物多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続きを導入し、かつ、適当な場合には、当該手続きへの公衆の参加を認めること」を締約国に求めている。日本では1999年に施行された「環境影響評価法」が、環境アセスメントについて、ステークホルダーの関与の手続きやミティゲーションの優先順位など基本ルールを定めている。

2011年4月に、環境影響評価法の改正が行われ、ステークホルダーとのコミュニケーションの充実やミティゲーションの実施状況の報告・公表が義務付けられるとともに、戦略的環境アセスメント（Strategic Environment Assessment, SEA）が導入された。また、環境アセスメントの分野でのミティゲーションの進展は、企業の生物多様性保全に係る戦略にも影響を与えている。本稿では、環境影響評価法の改正の概要を紹介するとともに、近年の企業における生物多様性保全の取組の動向を述べることにしたい。

1. 環境アセスメント改正法の概要

1.1. 概要

環境アセスメント制度は、環境影響の大きな開発事業の実施に際して、環境影響の調査及び予測・評価を行って様々なステークホルダーの意見を聞き、的確な環境保全上の措置をとることにより、適切な環境配慮を実現し、持続可能な開発に貢献することを目的としている。環境アセスメント制度は、より良い環境のための望ましい施策の選択、選択の正当性の説明、社会的合意の形成への努力という機能を有している。

環境影響評価法で環境アセスメントの対象となる事業（対象事業）は、道路、河川（ダム、堰、放水路等）

¹ The Equator Principles, 2006. A financial industry benchmark for determining, assessing and managing social & environmental risk in project financing. <http://www.equator-principles.com/principles.shtml>

鉄道、飛行場、発電所などの13の事業であって、許認可や補助金の交付等で国が関与する大規模なもの（第1種事業）とされ、環境アセスメントの手続きを必ず行うこととしている。これに準ずる規模の事業である「第2種事業」については、アセスメントの手続きを行うかどうかを個別に判断するとしている。今回の改正では、補助金の交付対象事業に加え、交付金の交付対象事業についても対象となるとともに、今後の増加が見込まれる風力発電所が追加されることとなっている。

以下では、環境影響評価法の改正により追加された事項を中心に紹介するが、「環境影響評価法」に先立つ「環境影響評価の実施について」の閣議決定（1984年）に基づく閣議アセスメントの内容についても、環境アセスメントの変遷を理解する上で必要な範囲で触れることとしたい。

1.2. 環境アセスメントの手続き

環境アセスメントの手続きについて、図1に、閣議アセスメント、現行環境アセスメント法、改正後の環境アセスメント法による手続きの比較を示した。

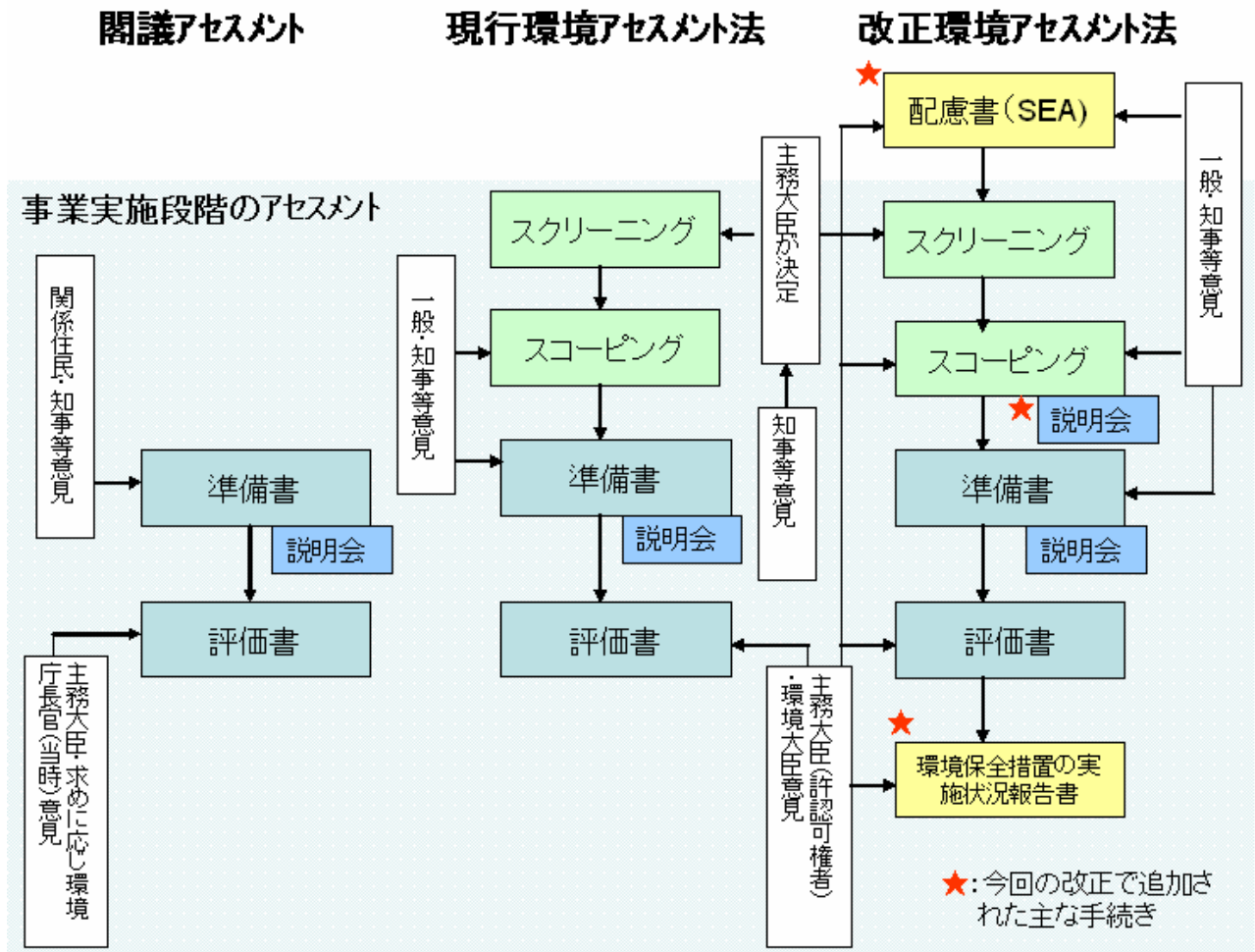


図1 環境アセスメント制度の手続きの比較（出典：環境省、環境影響評価法改正後のフロー²をもとに筆者作成）

環境影響評価法によるアセスメントは、事業を実施する事業者がセルフコントロールとして実施することとなっており、まず、より規模の小さな事業をアセス対象とするかどうかを定めるスクリーニング手続き、次いで、調査予測評価を行う項目や方法について方法書を作成し、その説明会を開催した上で、ステークホルダーの意見を聞くスコーピング手続きを行う。ステークホルダーの範囲は、知事・市町村長、地域住民

² 環境省,2010, http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=15342&hou_id=12295

のほか、関心のある NPO/NGO、専門家等も含め誰でも意見を提出できる。その後、事業者は、環境影響評価準備書（準備書）を作成して、その説明会を開催した上で、ステークホルダーの意見を聞く。意見を踏まえて準備書の内容を検討し、環境影響評価書（評価書）を取りまとめる。事業着手後は、評価書に盛り込まれた環境保全措置を実施し、その実施結果について報告・公表を行う。

<環境アセスメント法の改正内容>

今回の改正で追加された主な手続きは、のスクーピング段階における説明会の開催、の事業着手後の段階における環境保全措置の実施結果の公表の手続き、のスクリーニング手続きに先だつ計画段階環境配慮書（配慮書）に係る手続きの三つである。

スクーピング段階における説明会の開催：本説明会は、方法書が当初予想の簡潔な文書と異なり、平均的なボリュームが約 170 ページと分量が多いことや専門用語の解説がなされていないものが多いことなどから、ステークホルダーとのコミュニケーションを充実するために開催が義務付けられたものである。

環境保全措置の実施結果の報告・公表：この報告・公表は、評価書に記載した環境保全措置のうち予測の不確実性が大きい場合などに行われる事後調査について、その結果の報告・公表の仕組みがなく、例えば、評価書で移植措置が約束された場合に移植結果の成功・失敗等が確認できず、生物多様性保全のフォローアップが不十分であるとの指摘を踏まえ導入されたものである。

配慮書の手続き：本手続きについては、「1.4.戦略的環境アセスメント」の項で後述する。

なお、従前の閣議アセスメントにおいては、ステークホルダーとの対話に事業者の不安感が強く、ステークホルダーの参加時期がの準備書段階からと遅く、参加ステークホルダーの範囲も、事業が実施される地域の住民、関係自治体の長に限定されていた。その後、ステークホルダー参加の利点が認識され、法により住民参加の充実が図られることとなった。現在の法の手続きは、生物多様性条約第 8 回締約国会議（COP8）で採択された「生物多様性を含んだ環境アセスメントの自主的ガイドライン」³の規定する手続き（図 2）とほぼ同様の標準的なものとなっている。

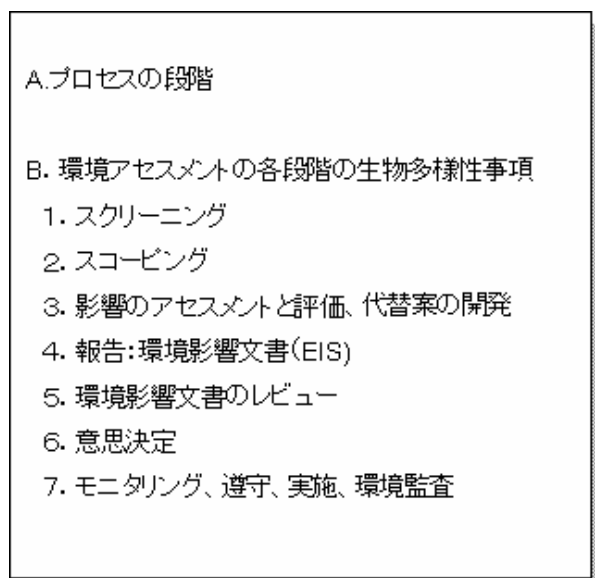


図 2 COP8 で決定された生物多様性を含んだ環境アセスメント自主的ガイドラインの構成

³ Secretariat of Convention on Biological Diversity, 2006, “Decision Adopted by the Conference of Parties to the convention on Biological Diversity at its 8th Meeting:VIII/28.Impact assessment: Voluntary guidelines on biodiversity-inclusive impact assessment” March. 2008

なお、改正法の施行は、公布の日（4月27日）から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日とされている。ただし、上記のうちスコーピング段階での説明会の開催については公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日とされている。

1.3. 環境アセスメントの評価

環境アセスメントの具体的な進め方に関して事業者すべてに共通する基本的な事項を定めた「基本的事項」において、環境アセスメントの評価方法は、事業者が実行可能な範囲で環境への負荷をできる限り小さくさせたかどうかという視点から評価する「ベスト追及型」によるとされている。これは、複数案の比較検討や実行可能なより良い技術の採用によって、環境影響が回避・低減されているかどうかという視点から評価を行うものである。なお、従前の閣議アセスメントでは、事業者が一定の固定的な目標（環境基準など）を設定し、この目標が達成されるかどうか（か×か）を重視する「目標クリア型」による評価方法であったことから、予測結果を無理に目標に合わせようとする「アワセメント」との批判がなされていた。

評価で重要な要素となるのが、ミティゲーションの検討である。ミティゲーションにおいては、事業が及ぼすマイナス面の評価だけにとどまらず、自然環境保全へのポジティブな効果も評価することとなっており、事業者の保全努力へのインセンティブが期待される。また、ミティゲーションの検討に当たり、まず、影響そのものの回避、低減を優先して検討し、それが困難な場合に代償措置を検討するという、対策検討の優先順位（ミティゲーション・シーケンス）が定められている。例えば、高速道路のルートが豊かな自然環境の地域を通る場合、まず、そこを避けるルートがないか優先的に検討される必要があり、できる限り自然と共生しうるような路線を選定していく。これを回避（avoiding）という。次に、ここを完全に避ける代替案がないと判断されると、地形・植生などの改変をできるだけ小さくした（minimizing）うえで、例えば、野生生物の生息地の分断や横断による車との接触事故を避けるため、動物の横断用構造物を設置したり、造成面を緑化し復元するなどの低減策（reducing）を検討する。それでもなお回避できない影響については、損なわれる環境要素と同等の環境要素を創出することにより環境価値を代償するための措置（compensating）を講じる。例えば、道路整備によって改変された野生生物の生息環境を復元するための代替の環境整備などの対応をすることとなる。このような対策の優先順位の考え方にのっとり、複数案について、実行可能なより良い技術がとり入れられているかとの観点や、保全措置の効果、コスト等を比較検討して判断を行う。

また、予測の不確実性が大きい項目や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合、あるいは工事中または供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては、事業着手後の環境の状態等を把握する事後調査を行い、その結果に応じ、環境影響が著しい場合等には追加対策を検討するものとされている。

なお、生態系の項目にかかるインパクトの評価方法については、地域の生態系を構成する種の中から、生態系の上位に位置するという「上位性」、当該生態系の特徴をよく現すという「典型性」、特殊な環境等を指標するという「特殊性」の3つの視点から注目される生物種等を選び、これらの生態、他の生物種との相互関係および生息・生育環境の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握・評価する方法により行うことが推奨されている。

1.4. 戦略的環境アセスメント

事業が環境に及ぼす影響の評価は事業の具体性が高いほど、精度が上がる。このため、これまでの環境アセスメントは、事業の枠組みが決定された段階で行われる「事業実施段階の環境アセスメント」であった。

しかし、計画の熟度が上がるほど、事業者が複数案の検討において柔軟な措置をとることが困難な場合があり、例えば、代替地の検討などより有効な生物多様性施策が選択される可能性が低くなってしまうと指摘されていた。この限界を補完し、早い段階での環境配慮を実施するため、アメリカに次いで、EU 各国では 2001 年の SEA 指令⁴に基づいて「戦略的環境アセスメント (SEA)」を導入している。戦略的環境アセスメントとは、個別の事業の実施段階に先立つ「戦略的な意思決定段階」、すなわち、個別の事業の実施に枠組みを与えることになる計画 (上位計画)、さらには政策を対象とする環境アセスメントを行うものである。2008 年に制定された「生物多様性基本法」では、国は、「事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。」(第 25 条)として、事業計画の立案段階における環境アセスメントの早期導入を求めている。

これらを受け、今回の改正法では、第 1 種事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模の検討段階で、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階環境配慮書を作成して、ステークホルダーの意見を聞くとする手続きを新設した。この手続きは、事業者が、ルートや立地地点・規模等の決定にあたり、複数案について環境影響を比較検討し、ステークホルダーの意見を聞いて、重大な環境影響の回避・低減などの環境配慮を柔軟に講じるとするもので、配慮事項の選定や調査、予測及び評価の手法、意見聴取の措置の詳細は、今後、環境省告示及び主務省令で規定されることとなる。なお、第 2 種事業については、事業者が配慮書の手続きを任意に実施できるとされている。このような計画立案段階で環境配慮を組み込む制度は、これまで一部の自治体の条例等で導入され、事例が蓄積されつつあったこと、国においても「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン (SEA ガイドライン)」⁵により取組が進みつつあり、公共事業でも早期段階の住民参画や環境配慮の取組が進められてきたことを踏まえ、今回の改正により、法制度として導入されることとなったものであり、今後、生物多様性の保全への効果が期待される。

計画立案段階において環境アセスメントが実施されて効果をあげた事例が、横浜市北西部と横浜都心・臨海部をつなぐ高速横浜環状北西線での取組みである⁶。同線に先立つ横浜環状北線では、事業者 (横浜市・首都高速道路株式会社) は、ルート決定後に事業段階のアセスメントを行ったが、大気質、騒音、景観等をめぐり反対運動が勃発し、準備諸段階で住民から約 29 万通の意見が出され、住民の指摘を踏まえ工法の変更を行いつつ工事を実施する等の苦勞があった。これを踏まえ、北西線では計画段階からアセスメントを実施することとし、2004 年に 9 つのルート・構造計画の代替案を公表し、さらに 2005 年には 13 の代替案を公表して住民の意見を聞きながら環境・土地利用への影響などを比較検討し選定を行った。この結果 2006 年から実施した事業段階のアセスメントでは、反対運動もなくアセスメントの手続きが着実に進み、方法書段階での住民意見は 398 通、準備書段階では 11 通であった。

なお、事業計画立案段階よりさらに上位の政策や地域計画の決定にあたっての戦略的環境アセスメントは、今回の改正では導入されなかったが、今後とも、効果的な実施手法の開発が進められるとされている。

⁴ EUR-Lex, 2001, Directive 2001/42/EC of the European Parliament and of the Council of 27 June 2001 on the assessment of the effects of certain plans and programmes on the environment, <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32001L0042:EN:NOT>

⁵ 環境省, 2007, 「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9431&hou_id=8247

⁶ 屋井鉄雄, 2008, 「道路と空港の計画策定の実例と課題」
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryoutnn/tnn0533pdf/ks053312.pdf>

2. 生物多様性とミティゲーション

2.1. 概要

生物多様性とそれがもたらす生態系サービスは、人類が生存してく上で不可欠な基盤であるが、社会経済活動の拡大に伴って世界中で急速に損なわれ続けている。この生物多様性の損失のトレンドを止めるため、昨年10月に名古屋で開催されたCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）において、新戦略目標（愛知ターゲット）として、「2020年までに回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保されるよう、生物多様性の損失を止めるために実効的かつ緊急な行動を起こす」ことが合意され、その下の個別目標5では、「2020年までには、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合はゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する」ことが合意された。

この目標の達成に向け、生物多様性をこれ以上劣化させないために、環境アセスメント制度の中で発展してきた「ミティゲーション・シーケンス」の考え方をもとに、まず事業の生物多様性に与える影響の回避・低減に努め、その後避けられない生物多様性への影響を代償することにより、事業に伴う生物多様性の損失を実質的にゼロに近づけていく取組が期待されている。例えば、国際金融公社（International Finance Corporation, IFC）では、2007年の「鉱業に係るEHSガイドライン」⁷においてプロジェクト実施にあたり、生物多様性の保全のため、「生物多様性オフセットプロジェクトの可能性（例えば、鉱山開発により損失が主要サイトで生じた場合、代替の生物多様性の高い地区での積極的管理）または軽減措置」を考慮することを推奨している。

以下では、生物多様性の劣化防止を目指したミティゲーションの取組の例として、米国におけるミティゲーションの動向と企業における生物多様性保全の新たな取組を紹介する。

2.2. 米国におけるミティゲーションの動向

米国では、1969年の「国家環境政策法」（National Environmental Policy Act, NEPA）に基づき、戦略的環境アセスメントを含めて環境アセスメントの実績が積み重ねられてきた。アセスメント手続きにおいては、ステークホルダーとの対話を通じ、実質的な環境価値の損失をゼロとする（ノーネットロス）ことを目指し適切な事業計画やミティゲーション方策を見出していくことに重点が置かれている。このステークホルダーとの討議プロセスにおいて必要な情報を提供する手法が、米国連邦野生生物局（U.S. Fish and Wildlife Service）によって開発された「ハビタット評価手続き（HEP、Habitat Evaluation Procedures）」である⁸。HEPは、複雑な生態系の価値を野生生物のハビタット（生息環境）に置き換えて定量評価する手法であり、200以上の種についてハビタット適性を評価するモデルが整備され、開発地域の特性に応じて代替案を比較評価した分かりやすいデータの提供により、合意形成に重要な役割を果たしている。このほか、魚類の生息に対する正常流量（環境流量、維持流量）を考慮した一連の評価システムであるIFIM法（Instream Flow Incremental Methodology, 正常流量漸増法）や、湿地の損失とミティゲーションによる代償分を定量的に評価する手法であるHGM法（Hydrogeomorphic Approach）なども使用されている⁹。

ステークホルダーとの対話を通じて採択されたミティゲーションについて、事業者がより容易・的確に実行できるようにミティゲーション・バンキングの仕組みが設けられている。ミティゲーション・バンキング

⁷ International Finance Corporation, 2007, Environmental, Health and Safety Guidelines for Mining, http://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/equator/pdf/ehs_mining_eng.pdf

⁸ 社団法人日本環境アセスメント協会、2010、HEP, <http://www.jeas.org/support/?HEP>

⁹ 社団法人日本環境アセスメント協会、2010、IFIM, <http://www.jeas.org/support/?IFIM>, HGM, <http://www.jeas.org/support/?HGM>

とは、開発者以外の第三者が湿地の復元等を実施し、その結果生じる湿地の機能の向上分をクレジットとして開発事業者に販売することを認めるシステムである。開発事業者は、自ら消失する自然と同等以上のものを整備するほかに、バンク所有者から所要のクレジットを市場で買うことで代償ミティゲーションを行ったと法的にみなされることになる。なお、湿地のミティゲーションバンクと絶滅危惧種の生息地の保護のためのコンサベーションバンクを合わせて、「生物多様性バンク制度」と呼ぶ¹⁰。いずれも開発によって生じる生物多様性の損失を、クレジットの取引という新たな市場を創設することで対処する手法であるという特徴を持っている。

当初、連邦政府は、ミティゲーションについて、開発事業者自らが開発サイト付近で実施することを推奨していたが、湿地を通過する高速道路建設のアセスメントなどの案件では、幅が狭く長い延長の道路近傍に分断された小規模な湿地が多数生み出されたため、事後の管理が困難で質が劣化しやすく、環境保全上の効果は低いものであった。一方、ミティゲーションバンクは、あらかじめ専門知識を有する第三者が大規模な湿地の復元を行うことが多く、クレジット売却後においてもバンクにより長期間、維持管理されることから、生態系保全上の効果はより高いものであった。このため、連邦政府は、ミティゲーションの実施において、事業者が実施するよりもバンクの利用を優先する方針に転換し、その後、バンクは急増し、全米のバンク事業者数は405件に上る（2005年）など、現在では生物多様性保護の有効な制度として定着している。

2.3. 企業における生物多様性保全の取組

近年、企業において、環境アセスメント分野でのミティゲーションの進展を踏まえ、自社の事業実施にミティゲーションを幅広く適用して生物多様性へのインパクトを最小化させるとともに、事業所所在の地域の生態系保全プロジェクトへの貢献を通じて影響を実質的にバランスさせようとする取組が進んでおり、今後の企業の生物多様性の戦略の一つの方向を示唆するものとして注目される。

その第一は、開発プロジェクト実施に際して、多様なミティゲーションを計画・実施し、生物多様性への影響を最小化しようとする取組である。

トヨタ自動車株式会社は、愛知県豊田市と岡崎市にまたがる地域（660ha）に計画した新研究開発施設建設プロジェクトについて、生態調査により、サシバやホトケドジョウ、ミゾゴイなどの希少種が生息していることがわかったことを受け、専門家の助言や地元の人々の協力を得て、ミティゲーションに取り組んでいる¹¹。まず、影響の回避のため、2度にわたって造成施設計画を見直し、土地改変面積を当初の410haから270haへと大幅に圧縮した。次に、影響の低減のため、自然の生態系の回復を助ける「近自然工法」を基本に現況の地形に沿って施設や調整地を配置し、動物の移動経路や水生生物の生息地保全を図るとともに、造成地内の法面や緑地に地元植生を復元することとした。さらに、避けられない改変影響の代償措置として、広く残すこととした谷津田・森林の持つ動植物の生息基盤の機能を向上させるため、健全な里山環境としてあるべき姿（誘導目標）を設定したうえ、放棄水田の湿地化・草地化、適切な水田耕作による水路・ため池の再生、適切な間伐による森林の再生等に取り組むこととし、柔軟な環境配慮を行い多様なミティゲーションを通じて生物多様性への影響を最小化しようとしている。

また、横浜市南部で計画された開発事業（商業地、住宅地の計画、33.6ha）では、開発事業者（東急建設

¹⁰ 宮崎正治 et.al.2010, 『米国における生物多様性バンク制度の現状と課題』環境法政策学会「気候変動をめぐる政策手法と国際協力」所収

¹¹ トヨタ自動車,2010, 里山環境との共生に向けてトヨタ新研究開発施設の取り組み
<http://www.toyota.co.jp/jp/environment/preservation/assessment/pdf2/all.pdf>

株式会社)はミティゲーション計画の効果について、米国で使用されているハビタット評価手続き(HEP)の手法を用いて定量評価に取組んだ¹²。これは、事業者が導入を計画した50%の緑地保存、湿地(水田)エリアの復元、ピオトープの築造、ホタル等の水生生物に配慮した水路整備等のミティゲーション計画案の有効性について、環境アセスメントで出されたホタル保全に関する住民意見をを受けて評価を実施したものである。具体的には、評価種としてゲンジボタル、ヘイケボタル、ヤマアカガエル、ニホンアカガエルを選定し、

現状 ミティゲーションを導入した案 ミティゲーション未導入の案 計画事業が実施されない案(ベースラインケース、自然の変化や土地利用変化が進んでいくため、将来は現状より悪化が予想される)の4ケースについて、HSI(Habitat Suitability Index)モデルを用いて比較評価を行った。この結果では、のミティゲーション導入案のほうが、の計画事業を実施しない案より指標種へのインパクトが相対的に小さいとの評価となり、適切に計画されたミティゲーション方策は高い生態保全効果を有することが示された。

第二は、自社活動による影響の最小化とともに、地域コミュニティと協働しつつ生態系の保全に積極的に貢献することを通じて、事業活動の生物多様性へのインパクトをバランスさせ、実質的にゼロに近づけていくこととする取り組みである。

多国籍の鉱物資源開発会社であるリオ・ティント社は、2004年にバンコクで開催されたIUCN総会で「生物多様性戦略」を公表し、その目標として「ネット・ポジティブ・インパクト(Net Positive Impact, NPI)」を掲げている¹³。これは、同社の採鉱や精製事業による影響の最小化と生物多様性保全への貢献を通じ、同社の存在によって地域が生物多様性の面でベネフィットを得るようにすることを目指す取り組みである。具体的には、同社の保有地及びその周辺地域の生物多様性の価値を評価し、重要な生態系要素の判定を行う採鉱の活動やインフラが与える重要な生態系要素へのインパクトを把握する インパクトを緩和するため、ミティゲーション計画(操業地の見直しによる影響の回避やバッファゾーン設置などによる低減、採鉱跡地の復元、オフセット、環境教育など)を立案・実施する、との内容となっている。計画実施に当たっては地元コミュニティとの連携を重視しており、例えば、重要な生態系要素の保護ゾーン設定について地元コミュニティとの取決めの締結や、狩猟や伐採が制限される住民への補償プログラムに対する資金サポートなどを行っている。リオ・ティント社は、バードライフインターナショナル、コンサベーションインターナショナルなどの環境NGOと連携・対話を図りNPIの評価法の精緻化を行いながら、NPIを着実に推進している。

また、飲料メーカーのコカ・コーラ社は、生態系サービスの重要な要素である水について、2007年に中国で開催されたWWF(World Wildlife Fund)総会の際に、水保全の目標を宣言し取り組んでいる¹⁴。この取り組みは、重要な原材料である水をめぐって2003年にインド南部のプラントにおいて水不足により地元コミュニティと争いが生じたこと等を踏まえ、同社が飲料用と製造用に使用する水と同量の水を、コミュニティと自然に戻していこうとするものである(ウォーター・ニュートラル)。同社は、具体目標として、業界で最も効率的な水使用者としてのグローバルな水効率化目標を設定して使用量を削減すること 製造プロセスで使用した全ての水を浄化処理し、水生生物や農業が使えるレベルにして水系に戻すとともに、製造プロセス用水に再利用すること 健全な水系や持続的なコミュニティ水計画をサポートすることにより、飲料製品に使用する水と同量の水をバランスさせ補充すること、の3つを掲げ、WWFなどの環境NGOと協働しつつ、

¹² 田中 章 et al,2008,「環境アセスメントにおける日本初のHEP適用事例」,ランドスケープ研究71(5)

¹³ Rio Tinto pic and Rio Tinto Limited 2008, Rio Tinto and biodiversity Achieving results on the ground, <http://www.riotinto.com/documents/ReportsPublications/RTBidiversitystrategyfinal.pdf>

¹⁴ Coca cola company, 2007, Freshwater Conservation Goal and Partnership, http://www.thecoca-colacompany.com/presscenter/presskit_conservation_partnership.html

プラントの水管理改善および地域のコミュニティ水計画のサポートを推進している。

おわりに

COP10で採択された「森林を含む自然生息地の損失の速度を少なくとも半減、可能な限りゼロに近づける」という目標を達成するためには、環境アセスメントの実施が重要となっている。環境アセスメント法の改正により、戦略的環境アセスメントが導入され、事業計画の早い段階で環境配慮を柔軟に講じることが可能となり、生物多様性保全への効果が期待される。また、環境アセスメント分野のミティゲーションの進展を踏まえ、近年、企業において、自社の活動に対するミティゲーション実施や事業所の所在する地域の生態系保全への貢献を通じて、生物多様性へのインパクトを最小化したりバランスを図ろうとする取組が注目されている。企業の生物多様性保全への動きはまだ始まったばかりであり、このような先駆的な取組みは当該企業にとってビジネスチャンスにつながる可能性もある。今後とも、企業においては、率先して戦略的に生物多様性に取り組んでいくことが期待される。

執筆者紹介

斉藤 照夫 Teruo Saito

NKSJ リスクマネジメント株式会社 顧問

専門は環境政策、環境法、環境教育。

著書に『環境・防災法』（共著、ぎょうせい、1986年）など

NKSJ リスクマネジメントについて

NKSJ リスクマネジメント株式会社は、損保ジャパンと日本興亜損保を中核とする NKSJ グループのリスクコンサルティング会社です。全社的リスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、火災・爆発事故、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任（PL）、労働災害、医療・介護安全および自動車事故防止などに関するコンサルティング・サービスを提供しています。詳しくは、NKSJ リスクマネジメントのウェブサイト（<http://www.nksj-rm.co.jp/>）をご覧ください。

本レポートに関するお問い合わせ先

NKSJ リスクマネジメント株式会社

研究開発部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL：03-3349-6828（直通）